

第3回共通到達度確認試験

令和4年1月9日実施

憲 法

試験時間 13:00～13:50 (50分)

《注意事項》

1. 試験時間中の途中退出、問題冊子の持ち帰り、解答用紙の回収

各科目の試験開始から30分経過後、終了5分前までの間に限り、解答が終了した場合は途中退出を認めます。解答用紙を提出して退出したときは再入室を認めません。ただし、トイレ・急病等、やむをえない事情で退席される場合は、挙手をして試験監督員の誘導を受けて、一時退出をしてください。

途中退出の場合も含め、試験終了後は、問題冊子はお持ち帰りください(解答用紙は回収します)。

2. 筆記用具等

解答用紙へのマークは、HBまたはBの黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具(HB・B以外、シャープペンシル等)を使用した場合、採点装置で読みとることができず、無効と判断されることがあります。

試験時間中、机の上に置いておけるものは、受験票、学生証、鉛筆、メモ用のシャープペンシル、消しゴム、手動の鉛筆削り、時計(計時機能だけのもの)、眼鏡、衛生用品だけです。その他の物(六法、筆箱、眼鏡ケース等)はカバン等に入れてください。

マーカー、定規、ボールペン、耳せん、ストップウォッチ等の補助具は使用できません。また、携帯電話等の通信機器は必ず電源を切って、カバン等にしまってください。

3. 解答方法

- ・問題は、正誤問題20問と五肢択一問題10問、合計30問あります。
- ・記載されている試験科目と問題番号、解答欄をよく確認のうえ、マークしてください。
- ・各問題につき1つのみマークしてください(2つ以上マークすると無効になります)。
- ・誤ってマークした場合は、跡が残らないようにきれいに消しゴムで消してください。
- ・機械で採点しますので、解答用紙は折り曲げたり汚したりしないでください。
- ・問題冊子の印刷不鮮明、落丁・乱丁があった場合は監督者に知らせてください。
- ・問題冊子の余白等は適宜利用して構いませんが、どのページも切り離してはいけません。
- ・試験開始の指示があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- ・自己採点をする場合は、問題冊子に自身の解答を記録しておいてください。

4. その他

以下の行為があった場合、「失格」とし、その時点以降の受験をお断りします。また、すでに受験した部分についても無効とし、採点は行いません。

- ①試験中に、他人に援助を与えたり、他人から援助を受けたりした場合
- ②他人に代わって試験を受けた場合
- ③他人に対する迷惑行為を行った場合
- ④試験終了の合図があったにもかかわらず鉛筆を置かない等、試験監督員の指示に従わなかった場合
- ⑤その他、不正行為を行った場合

* 正解および問題の解説は、本日中(20時頃まで)に公表します。法科大学院協会のウェブサイト(<http://www.lskyokai.jp/>)のメニューから「共通到達度確認試験について」を開き、詳細はこちらをクリックして検索してください。

問題 1～20 [配点：各1点]

以下の問題について、それぞれ内容が正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

問題 1

成文憲法典をもたないイギリスにおいても、実質的意味の憲法を定める成文法は存在している。

問題 2

憲法改正条項の定める憲法改正手続によって主権の所在を天皇から国民に変更することは憲法改正の限界を超えるとする見解を前提にした場合、大日本帝国憲法の改正手続を経て成立した日本国憲法が法的に有効に成立していると解することは不可能になる。

問題 3

天皇は国事行為や私的行為のほか象徴としての地位に基づく公的行為をなしうとする見解に依拠した場合、摂政がその公的行為をなしえなくなる可能性が生じる。

問題 4

最高裁判所の判例によれば、憲法9条1項はいわゆる侵略戦争を禁止し、同条2項はいわゆる自衛のための「戦力」を保持することを禁じていないため、日本に駐留する外国の軍隊は、それが自衛のための「戦力」に該当すると解される限り、同条2項に違反しない。

問題 5

公共の福祉による制約が認められる憲法上の権利を、その旨が明文で定められている経済的自由と、国家の積極的施策によって実現される社会権とに限定する見解に対しては、憲法13条の法的効力が否定されることになり、同条によって「新しい人権」を基礎づけることができなくなるという批判がある。

問題 6

憲法14条1項後段の規定は前段の平等原則を例示的に説明したものであると解する見解と、同項後段に列挙された事由に基づく別異取扱いの合憲性が争われた場合には厳格な審査が要求されるという見解とは、両立しえない。

問題 7

最高裁判所の判例によれば、立候補の自由は、選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり、きわめて重要ではあるものの、憲法 15 条 1 項は、被選挙権者、特にその立候補の自由について、直接には規定していないため、立候補の自由を同条同項の保障する基本的人権の 1 つと解することはできない。

問題 8

最高裁判所の判例によれば、憲法 19 条にいう「良心の自由」には、単に事物弁別の内心的自由のみならず、かかる是非弁別の判断に関する事項を外部に表現する自由ならびに表現しない自由も含まれる。

問題 9

最高裁判所の判例によれば、税理士の強制加入団体である税理士会が政党などの政治資金規正法上の政治団体に政治献金をすることは、その会員の思想・信条の自由との関係を考慮したとしても、税理士会の社会的役割を果たすためにされたものと認められる限りにおいて、税理士法に定める税理士会の目的の範囲内の行為である。

〔参考条文〕 税理士法

第 49 条

6 税理士会は、税理士及び税理士法人の使命及び職責にかんがみ、税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、支部……及び会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。

問題 10

最高裁判所の判例によれば、憲法が保障する学問の自由に含まれる教授の自由は普通教育の教師に保障されないわけではないが、完全な教授の自由が認められるわけでもない。

問題 11

最高裁判所の判例によれば、憲法 25 条の規定の要請に基づいて制定された法令において、受給者の範囲、支給要件、支給金額等について何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いが存在する場合には、別途、憲法 14 条違反の問題が生じうる。

問題 12

最高裁判所の判例によれば、子どもの教育の内容および方法については、その実施にあたる教師が決定、遂行すべきであって、国がなすのは、国民の教育義務の遂行を助成するための諸条件の整備に限られる。

問題 13

最高裁判所の判例によれば、いかなる事由を理由に上告することを許容するかは審級制度の問題であり、これは原則として立法府の裁量に委ねられているが、法律や命令等の憲法適合性について決定する権限を有する終審裁判所を高等裁判所とする審級制度を定めることまでは許されていない。

問題 14

最高裁判所の判例によれば、刑事訴訟法が、厳格な制約の下に、罪状の重い一定の犯罪のみについて、緊急やむをえない場合に限って、逮捕後直ちに裁判官の審査を受けて逮捕状の発行を求めることを条件として令状なしに被疑者を逮捕することを認めることは、逮捕についての令状主義を定めた憲法33条の規定の趣旨に反しない。

問題 15

最高裁判所の判例によれば、憲法は政党について規定するところがなく、これに特別の地位を与えてはいないのであるが、憲法の定める議会制民主主義は政党を無視しては到底その円滑な運用を期待することはできないので、憲法は、政党の存在を当然に予定している。

問題 16

憲法上、内閣が定めることのできる政令は、法律を執行するために制定される執行命令と、法律の委任に基づいて制定される委任命令に限られ、法律から独立して義務を課しまたは権利を制限する独立命令を定めることは、内閣であっても一切許されない。

問題 17

最高裁判所の判例によれば、普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰は、議会の自律的権能に基づいてされたものとして、議会に一定の裁量が認められるべきであるものの、裁判所は常にその適否を判断することができる。

問題 18

最高裁判所の判例によれば、国民主権原理における権力的契機の発現は憲法の明文がある場合に限り許容されるものであるため、国家権力たる司法権の一部を国民が直接に行使することを認める裁判員制度は国民主権原理の理念に沿うものとはいえない。

問題 19

予算の中に予備費を設ける場合には国会の議決に基づく必要があり、また、内閣が予備費を支出する際にも、別途、国会による事前の、時宜によっては事後の承諾を必要とする。

問題 20

最高裁判所の判例によれば、憲法 84 条は、租税を課すにあたり法律または法律の定める条件によることを要求しているので、地方公共団体が国とは別途に課税権の主体となることは、憲法上予定されていない。

問題 21～30 [配点：各 3 点]

以下の問題について、選択肢 1～5 から解答しなさい。

問題 21

人権総論に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 未成年者は精神的に未熟であり、提供される知識や情報を自ら選別して自らの人格形成に資するものを取得していく能力を十全には有していないため、憲法によって知る自由が保障されることはない。
2. 外国人には日本に入国する自由は保障されていないが、外国人にも日本国内における居住・移転の自由は認められているため、在留外国人には引き続き日本に在留する権利が保障されている。
3. 憲法第 3 章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能な限り内国の法人にも適用されるものと解すべきであるため、株式会社による政治資金の寄附も政治的行為をなす自由の一環として保障される。
4. 未決勾留は逃亡または罪証隠滅の防止を目的とするものであるため、被拘禁者を収容する施設の内部における規律および秩序を維持するという目的のために、未決勾留によって拘禁されている者の身体的自由を制限することは許されない。
5. 大学の学生は一個の社会人として行動しうる面を有しており、政治的活動の自由はこのような社会人としての学生について重要視されるべき法益であるため、大学当局が学生の政治活動に規制を加えることはできない。

問題 22

プライバシー権に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

1. 私立大学が重要な外国国賓講演会への出席希望者をあらかじめ把握するために学生に提供を求めた氏名や住所等は、秘匿されるべき必要性は必ずしも高くはないが、プライバシーに係る情報として法的保護の対象となる。
2. 弁護士法 23 条の 2 に基づき、「裁判所に提出するため」として弁護士会から前科の照会を受けた市区町村長は、それが不法な目的に供されることが明らかでない限り、この照会に応じなければならない。
3. 情報化社会の進展にともない、自己の個人情報在他者によってどのように利用されるかについて予見することが困難となっている今日においては、自己のプライバシー情報の取扱いについて自己決定する利益が憲法 13 条によって保障されている。
4. 現に犯罪が行なわれまたは行なわれたのち間がないと認められる場合でなければ、撮影される本人の同意および裁判官の令状なしに、警察官が個人の容ぼう等を撮影することは許されない。
5. 裁判所がプライバシー侵害に基づいて表現行為を差し止めることができるのは、当該行為が公共の利害に関する事項に関わるものではないことが明白であり、かつ、被害者が重大かつ回復困難な損害を被るおそれがある場合に限られる。

〔参考条文〕 弁護士法

- 第 23 条の 2 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があつた場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないとき、これを拒絶することができる。
- 2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

問題 23

信教の自由や政教分離に関する最高裁判所の判例をめぐる以下の記述のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 加持祈祷事件（最大判昭38・5・15 刑集17・4・302）で最高裁は、被害者を死に致した被告人による行為は、他人の生命、身体等に危害を及ぼす違法な有形力の行使にすぎず、宗教行為としてなされたものではないため、憲法20条1項の信教の自由の保障の対象にはならないとした。
- イ. 自衛官合祀事件（最大判昭63・6・1 民集42・5・277）で最高裁は、静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益なるものは、これをただちに法的利益として認めることはできない性質のものであるとした。
- ウ. 津地鎮祭事件（最大判昭52・7・13 民集31・4・533）で最高裁は、市の体育館の工事現場において、神職により神社神道固有の祭祀儀礼に則って起工式が行われたとしても、それが参列者および一般人の宗教的関心を特に高めることとなるものとは考えられないとした。
- エ. 空知太神社事件（最大判平22・1・20 民集64・1・1）で最高裁は、本件神社物件を管理し祭事を行う氏子集団は、宗教的行事などを行うことを主たる目的としているものの、町内会に包摂されており、町内会とは別に社会的に実在しているものとは認められないことから、憲法89条にいう「宗教上の組織若しくは団体」にはあたらないとした。
- オ. 孔子廟事件（最大判令3・2・24 民集75・2・29）で最高裁は、市の管理する都市公園内の国公有地上に孔子等を祀った施設を有する一般社団法人に対して、その敷地の使用料の全額を免除した市長の行為は、憲法20条3項の禁止する宗教的活動に該当するとした。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

問題 24

表現の自由や検閲の禁止に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. わいせつ物頒布等を処罰する刑法 175 条は、もっぱら青少年の健全な育成を阻害する有害環境を浄化するための規制に伴う必要やむをえない制約であるから、憲法 21 条 1 項に違反しない。
- イ. 憲法 21 条 2 項にいう「検閲」とは、公権力が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部または一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不相当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えているものを指す。
- ウ. 報道機関による事実の報道の自由は、表現の自由を保障した憲法 21 条のもとにあることに加え、報道のための取材の自由も、同条の精神に照らし、十分尊重に値いする。
- エ. 裁判官に禁止される「積極的に政治運動をすること」（裁判所法 52 条 1 号）の意味は、行政府に属する一般職の国家公務員に禁止される「政治的行為」（国家公務員法 102 条 1 項）の意味と同一で、禁止の要請の強さも同様とされており、それに該当する裁判官の言動を禁止することは憲法 21 条 1 項に違反しない。
- オ. 市の屋外広告物条例が、都市の美観風致を維持するために屋外の電柱にビラを貼りつける行為を禁止することは、国民の文化的生活の向上を目途とする憲法の下において公共の福祉を保持するためのものであり、表現の自由に対して許された必要かつ合理的な制限である。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

問題 25

経済的自由に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 薬局の開設等の許可条件として地域的な配置基準を定めた薬事法（当時）の規定は、一般消費者の利益を犠牲にして既存の薬局に対し積極的に流通市場における独占的利益を付与することを目的とするものであるが、そのような目的は公共の福祉に合致せず、それ自体として重要な公共の利益とはいえないので、憲法22条1項の規定に違反する。
- イ. 最高裁判所の判例によれば、租税の適正かつ確実な賦課徴収を図るという国家の財政目的のための職業の許可制による規制については、その必要性和合理性についての立法府の判断が、租税法の定立について認められる立法府の政策的、技術的な裁量の範囲を逸脱するもので、著しく不合理なものでない限り、憲法22条1項の規定に違反しない。
- ウ. 共有森林につき持分価額2分の1以下の共有者に分割請求権を否定した森林法の規定のうち、2分の1未満の持分権者の分割請求権を否定している部分は憲法29条2項に違反しないが、2分の1の持分権者の分割請求権を否定している部分は、森林の細分化を防止することによって森林経営の安定を図り、ひいては森林の保続培養と森林の生産力の増進を図り、もって国民経済の発展に資することという立法目的との関係で合理性と必要性のいずれをも肯定することができないことが明らかであり、この点に関する立法府の判断は、その合理的裁量の範囲を超えるので、憲法29条2項に違反する。
- エ. 上場会社等の役員または主要株主がその職務または地位により取得した秘密を不当に利用していわゆるインサイダー取引を行うことを規制し、もって一般投資家の利益を保護する趣旨の証券取引法（現在の金融商品取引法）の規定は、個々の具体的な取引について秘密を不当に利用したという事実がある場合に限り適用されなければならない。
- オ. 農地改革の際の自作農創設特別措置法が定めた農地買収計画による対価の最高価格は、その当時の経済状態において成立することを考えられる価格に基づき合理的に算出された相当な額であるので、憲法29条3項の「正当な補償」にあたる。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

問題 26

労働基本権に関する以下の学生の発言のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

教授：今日は、全農林警職法事件判決（最大判昭48・4・25刑集27・4・547）を参考に、労働基本権に関する判例の考え方を整理したいと思います。まずは、労働基本権を保障している憲法28条の趣旨から考えていくことにしましょうか。

学生A：この判決は憲法28条の趣旨に言及しています。それによれば、憲法28条の労働基本権の保障は、憲法25条の生存権の保障を基本理念としており、憲法27条の勤労の権利や勤労条件に関する基準の法定の保障と相まって、勤労者の経済的地位の向上を目的とするものだとされています。

教授：この判決は、私企業の労働者のみならず、公務員にも労働基本権が保障されると判示していました。なぜ公務員にまで労働基本権の保障が及ぶのでしょうか。

学生B：この判決は、私企業の労働者とは異なり、公務員は使用者との合意によって賃金その他の労働条件が決定される立場にはないことを、認めてはいます。ただ、その一方で、公務員も自己の労務を提供することにより生活の資を得ている点で一般の勤労者と異なるところはない、と判示しているので、それが理由だと思います。

教授：では、労働基本権は、公務員の場合と私企業の労働者の場合とで、同様に保障されるのでしょうか。それとも、公務員の場合には、特別の制約が認められるのでしょうか。

学生C：公務員の地位の特殊性や職務の公共性を理由とする特別の制約が認められます。この判決は、公務員の職務の遂行の政治的中立性を保持することによって行政の中立的運営を確保し、これに対する国民の信頼を維持するために必要やむをえない限度にとどまるものであれば、労働基本権への制約も許されるとしています。

教授：現行法上、公務員の争議行為は禁止されておりますが、このような労働基本権の制約は、具体的にはどのような根拠に基づいて正当化できるのでしょうか。

学生D：この判決は、公務員による争議行為が行なわれると、民主的に行なわれるべき公務員の勤務条件決定の手續過程を歪曲し、憲法の基本原則である議会制民主主義に背馳し、国会の議決権を侵すおそれがある、と指摘しています。このことは公務員の争議行為に対する制約を正当化する根拠の1つと考えられます。

教授：他には、どのような正当化根拠がありますか。

学生E：たとえば国家公務員の場合、争議行為に対する制約に見合う代償措置として、身分、任免、服務、給与等に関する勤務条件が詳細に規定されており、さらに準司法機関的性格をもつ人事院が設けられています。この判決は、このような代償措置の存在も、公務員の争議行為に対する制約を正当化する根拠の1つと考えています。

1. 学生A 2. 学生B 3. 学生C 4. 学生D 5. 学生E

問題 27

徳島市公安条例事件判決（最大判昭 50・9・10 刑集 29・8・489）に関する以下の学生の発言のうち、誤っているものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

教授：今日は、徳島市公安条例事件判決について考えてみましょう。徳島市公安条例 5 条は、条例 3 条等に違反して行われた集団行進または集団示威運動の主催者、指導者またはせん動者についての罰則を定めています。この事件では、だ行進のせん動を行った被告人が、集団行進または集団示威運動を行おうとする者の遵守事項としてあげられている「交通秩序を維持すること」（3 条 3 号）に違反したとして起訴された事件でしたね。少数意見もありますが、ここでは多数意見を取り上げます。

まずは、この判決の論点とそれについての多数意見の要旨を確認しておきましょう。徳島県では集団行進等を行うためには道路交通法にもとづく許可が必要とされていましたが、このことと徳島市公安条例 3 条 3 号との関係について最高裁はどのように判断しましたか。

学生 A：多数意見は、道路交通法は道路交通秩序の維持を目的とするのに対し、徳島市公安条例は、地方公共の安寧と秩序の維持という、より広はん、かつ、総合的な道路交通法とは別の目的に基づく規律を意図するものであり、これらの規律は併存競合しないから、その適用によって道路交通法の規定の意図する目的と効果をなんら阻害することがないとして、両者の間に矛盾抵触はないと判断しました。

学生 B：私は A さんの意見と異なります。多数意見は、道路交通秩序維持のための行為規制を施している部分に関しては、道路交通法と徳島市公安条例の規律は併存競合していることを認めているのではないのでしょうか。その上で、多数意見は、道路交通法が、同法による規制とは別個に交通秩序の維持の見地から条例により一定の規制を施すこと自体を排斥する趣旨までは含んでいるとは考えられないし、また、徳島市公安条例 3 条の定める遵守事項も同法の規定の趣旨を妨げるようなものを含んでいないので、同法の規定と矛盾抵触する点はみあたらないと判断しました。

教授：この事件では、刑罰法規があいまい不明確である場合、その刑罰法規は憲法に違反するか否かも問題となりました。多数意見は、刑罰法規があいまい不明確であるために憲法に違反するかどうかは通常判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読みとれるかどうかによって決定すべきであるとしていますね。多数意見は、この問題を憲法のどの条文の問題と考えていますか。理由と一緒に説明してください。

学生 C：適正手続の保障を定めている憲法 31 条です。刑罰法規が、通常判断能力を有する一般人に対して、禁止される行為とそうでない行為とを識別するための基準を示すところがないと、その適用を受ける国民に対して刑罰の対象となる行為をあらかじめ告知する機能を果たしません。また、その運用が、その刑罰法規を適用する国または地

方公共団体の機関の主観的判断にゆだねられて恣意に流れる等、重大な弊害を生ずることにもなります。そこで、多数意見は、ある刑罰法規があいまい不明確の場合には憲法31条違反となりうるとしています。

学生D：私はCさんの意見と異なります。憲法31条ではなく表現の自由を保障した憲法21条1項です。多数意見は、規制の基準の定めが不明確であると、表現の自由が不当に制限されることになるだけでなく、国民がその規定の適用を恐れて本来自由に行いうる表現行為までも差し控えるという効果を生むことになるかと述べています。

教授：徳島市公安条例が定めている「交通秩序を維持すること」は、先ほど私が述べた基準に照らすとどうなると多数意見は述べていますか。

学生E：徳島市公安条例が遵守事項として「交通秩序を維持すること」を掲げているのは、道路における集団行進等が一般的に秩序正しく平穩に行われる場合にこれに随伴する交通秩序阻害の程度を超えた、殊更な交通秩序の阻害をもたらすような行為を避止すべきことを命じているものと解されるとした上で、通常判断能力を有する一般人が、具体的場合において、自己がしようとする行為が条例3条3号による禁止に触れるものであるかどうかを判断するにあたって、その行為が秩序正しく平穩に行われる集団行進等に伴う交通秩序の阻害を生ずることとどまるものか、あるいは殊更な交通秩序の阻害をもたらすようなものであるかを考えることにより、通常その判断にさほどの困難を感じることはないはずであるとして、憲法には違反しないとしています。

学生F：私はEさんの意見と異なります。条例が避止すべき行為を具体的に限定しているとはいえないが、「殊更な交通秩序の阻害をもたらすような行為」の典型的なものを避止すべきことを条例が命じていると容易に想到することができるので、そのような典型的な行為である「だ行進」のせん動を行った被告人に条例を適用しても憲法には違反しないと判断しただけだと思います。

1. 学生Aと学生C
2. 学生Bと学生D
3. 学生Aと学生F
4. 学生Dと学生E
5. 学生Bと学生E

問題 28

国会と国会議員に関する以下の記述のうち、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 最高裁判所の判例によれば、国会議員が国会においてどのような形で質疑を行うかは、国会議員の政治的判断を含む広範な裁量にゆだねられているから、国会議員が自らの発言が虚偽であることを知りながらあえてその事実を摘示した場合であっても、国家賠償法1条1項にいう違法な行為にはあたらない。
- イ. 政府見解によれば、国会議員が議院証言法（議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律）による証人として行った証言も、国会議員の職務を行うに際してなした演説等にあたると解され、国会議員はこの証言について憲法51条の免責特権を有する。
- ウ. 政府見解によれば、いずれかの議院の総議員の4分の1以上から、国会の臨時会の召集要求があった場合に、内閣は、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に臨時会の召集を行うことを決定しなければならない。
- エ. 裁判官弾劾裁判所は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するために国会が設置するものであるから、国会の閉会中に、その職権を行うことはできない。
- オ. 内閣総理大臣の指名に際して、衆議院と参議院とが異なった指名の議決をした場合には、必ず両議院の協議会を開かなければならず、両議院の協議会を開いても意見が一致しないときにはじめて、衆議院の議決が国会の議決となる。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

問題 29

内閣と行政権に関する以下の記述のうち、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 内閣総理大臣は、国務を総理することや、内閣を代表して議案を国会に提出し、外交関係について国会に報告することなどを、その職務とする。
- イ. 最高裁判所の判例によれば、内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針が存在しない場合、行政各部に対し、その所掌事務について一定の方向で処理するよう指導、助言等の指示を与える権限を有しない。
- ウ. 最高裁判所の判例によれば、行政機関は、その所掌事務の範囲内において、特定の者に一定の作為または不作為を求める指導、勧告、助言等を行うことができ、このような行政指導は公務員の職務権限に基づく職務行為である。
- エ. 政府見解によれば、閣議の議決方式について憲法に明文の定めはないため、閣議における全会一致による議決方式は憲法上の要請ではない。
- オ. 政府見解によれば、内閣総理大臣が病気に罹患しても、通常は憲法70条の「内閣総理大臣が欠けたとき」にあたらぬが、内閣総理大臣が意識不明で近い将来に回復の見込みがないような場合は、「内閣総理大臣が欠けたとき」にあたる。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

問題 30

違憲審査の対象に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

1. 憲法 81 条が違憲審査の対象として裁判所の裁判を明示していないのは、司法権の独立の要請に照らし、下級裁判所の裁判が違憲審査の対象にならないことのあらわれである。
2. 憲法 81 条が違憲審査の対象として条約を明示していないのは、条約が国家間の合意という性質をもち、しかも極めて政治的な内容をもつものが多いため、条約が違憲審査の対象にならないことのあらわれである。
3. 内閣による衆議院の解散は極めて政治性の高い国家統治の基本に関する行為であるが、憲法 69 条に基づかない場合でも憲法 7 条に基づいて解散をなしうるかという問題は政治問題ではなく憲法解釈の問題であるため、裁判所はその違憲性を審査しうる。
4. 私人と対等の立場で行う国の私法上の行為は、公権力を行使して法規範を定立する行為としての性質を伴わない場合、「国務に関するその他の行為」（憲法 98 条 1 項）には該当しない。
5. 憲法上の権利行使を可能にするために、具体的にどのような法律を制定すべきか否かについては、国会に広い裁量が認められるため、立法の不作为は違憲審査の対象にならない。

【参加学生への告知事項】（再掲）

- 試験の答案は第三者機関が採点処理します。なお、管理委員会および第三者機関は、試験結果分析のため、受験番号に対応した属性情報（所属法科大学院、年次、未修・既修の別、入学年）を把握しますが、受験者の個人識別情報（学籍番号、氏名等）は把握しません。
- 所属する大学における学業成績や司法試験の結果等と比較分析を行う場合があるため、その分析に必要な範囲内において、受験番号ごとの属性情報と成績を、8年間保管します。なお、この比較分析において、受験者が不利益を被ることはありません。
- 全体の採点・分析結果および各大学の採点・分析結果は、各法科大学院に提供され、必要に応じて個々の参加学生に提供されます。その提供方法は、各法科大学院で異なります。